

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条の規定による警察職員の立入調査等に関する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条の規定による警察職員の立入調査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。)第18条第2項の規定による警察職員の立入調査等の同行及び補助並びに同条第3項に規定する身分を示す証明書の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会規則で定める警察職員)

第2条 条例第18条第2項の公安委員会規則で定める警察職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 佐賀県警察本部刑事部に勤務する警察職員
- (2) 公安委員会があらかじめ指名する警察署に勤務する警察職員

(身分証明書)

第3条 条例第18条第3項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

様式（第3条関係）

（表）

	身分証明書	第	号
写真	階級（職）		
	氏名		
<p>上記の者は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る 条例第18条第1項及び第2項の規定により立入調査等を行う警 察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 印</p>			

（裏）

<p>佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくは知事監視製品又はこれらに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定による立入調査、質問又は収去（以下「立入調査等」という。）を安全に実施するために必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員をしてこれに同行させ、補助させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。